

本試験問題

●第二問 問2 のれんを含めた減損会計

【資料】

- 1 B社は、のれんを認識した取引において、内部管理上独立した2つの事業(甲事業と乙事業)を取得している。当期末において、甲事業に減損の兆候があったため、減損会計を適用することとした。
- 2 当期末におけるのれんの帳簿価額は792,500千円である。また、のれんが認識された時点の甲事業と乙事業の時価は、それぞれ6,340,000千円と9,510,000千円であり、のれんの帳簿価額はのれんが認識された時点の各事業の時価の比率で按分している。なお、取得した事業の事業区分及び当該事業区分ごとの事業内容について、当期末まで変更はないものとする。
- 3 甲事業は、資産グループA、資産グループB及び資産グループCという3つのグループから成り立っている。各資産グループはいずれも減損の兆候がある。当期末における各資産グループの帳簿価額等は次のとおりである。

(単位：千円)

資産グループ	資産グループA	資産グループB	資産グループC	合 計
帳簿価額	2,980,000	2,230,000	790,000	6,000,000
割引前将来キャッシュ・フロー	2,909,400	2,193,240	815,160	5,917,800
時価	2,852,000	2,150,000	813,400	5,815,400
処分費用見込額	60,000	45,000	15,000	120,000
使用価値	2,800,000	2,058,000	798,000	5,656,000

〔設問〕

- (1) 減損損失の測定にあたり、のれんを含むより大きな単位で行う方法を採用した場合、当期末における、①資産グループA、②資産グループB及び③資産グループCのそれぞれについて計上すべき減損損失の金額を答えなさい。なお、減損損失を計上しない場合、解答欄に「0」と記入すること。
- (2) 減損損失の測定にあたり、のれんを含むより大きな単位で行う方法を採用した場合、甲事業全体として計上すべき、のれんを含むより大きな単位における減損損失の金額を答えなさい。
- (3) 上記(1)及び(2)の結果を踏まえて、B社の当期末の貸借対照表に計上されるのれんの金額を答えなさい。
- (4) 減損損失の測定にあたり、のれんを各資産グループの期末帳簿価額に基づいて配分する方法を採用した場合、甲事業で計上すべきのれんの減損損失の金額を答えなさい。

●第二問 問1 固定資産の資本的支出

【資料2】 有形固定資産に関わる期中取引

- ① X1年4月1日に取得した建物27,000,000円(耐用年数10年、残存価額は取得原価の10%、定額法)について、X6年4月1日に改修工事を行い、工事代金9,000,000円については小切手を振り出して支払った。なお、この改修工事によって耐用年数は10年延長されることとなった。よって、耐用年数延長に見合う支出額を資本的支出として処理する。また、改修工事後は、取得原価と資本的支出の合計額に基づき、残存価額10%、定額法により、残存耐用年数にわたり償却計算を行う。

●第二問 問1 減価償却 級数法

- (00) 【資料1】の備品は全て、X5年7月1日に購入したもので、200%定率法(耐用年数8年、償却率0.25、改定償却率0.334、保証率0.07909)で減価償却を行っている。当期に減価償却費として計上すべき金額を答えなさい。また、200%定率法ではなく、級数法(耐用年数8年、残存価額ゼロ)を採用する場合、当期に減価償却費として計上すべき金額を答えなさい。

大原予想問題



●第1回ブレ模擬試験(第二問) 問2

【資料1】 事業譲受に関する事項

1. R社(決算日：年1回3月31日)は、X5年4月1日にY社から甲事業と乙事業を事業譲受により取得し、のれんを32,000千円計上した。
2. のれんの金額は同時点におけるそれぞれの事業の時価の比率に基づき按分している。なお、同時点における甲事業の時価は420,000千円、乙事業の時価は220,000千円である。
3. のれんは発生年度より20年で定額法により償却している。

【資料2】 減損損失に関する事項

1. X7年3月31日に甲事業に関して減損の兆候があった。
2. 甲事業は、資産グループA及び資産グループBから成り立っている。
3. X7年3月31日における資産グループA及び資産グループBの帳簿価額は、それぞれ140,000千円及び60,000千円である。
4. X7年3月31日における資産グループA及び資産グループBには、それぞれ減損の兆候があり、また、X7年3月31日における割引前将来キャッシュ・フローは、それぞれ100,000千円及び80,000千円である。
5. X7年3月31日における資産グループA及び資産グループBの回収可能価額は、それぞれ80,000千円及び75,000千円である。

設問1 減損損失の判定等をのれんが属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う方法を採用した場合に以下の(1)～(3)の金額を答えなさい。なお、のれんを含むより大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは180,000千円、回収可能価額は155,000千円である。

- (1) 資産グループAに配分する減損損失
- (2) 貸借対照表に計上されるのれん
- (3) 損益計算書に計上される減損損失

設問2 減損損失の判定等をのれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで行う方法を採用した場合における以下の(1)～(3)の金額を答えなさい。なお、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する割合は、帳簿価額に基づくものとする。

- (1) 資産グループAに配分する減損損失
- (2) 貸借対照表に計上されるのれん
- (3) 損益計算書に計上される減損損失

●第2回直前予想模擬試験(第一問) 問1

- (5) X1年1月に4,000,000円を支出し取得した構築物について、耐用年数10年、定額法により減価償却計算を行っていたが、X7年1月に1,000,000円を支出し、改修を行った。その結果、支出後の使用可能年数が8年となったため、使用可能期間の延長に係る金額を資本的支出として処理した。支出後の使用可能年数により減価償却計算を行った場合のX8年度の減価償却費の金額を答えなさい。

●第2回ブレ模擬試験(第三問)

5. 有形固定資産

当期末に保有する有形固定資産(土地を除く。)は以下のとおりであり、当期の減価償却費の計上は未処理である。なお、有形固定資産の残存価額はすべてゼロとする。

	取得価額	事業供用日	耐用年数	償却方法	備 考
建 物	20,250,000円	X5年4月1日	30年	定額法	(注1)
車 両	3,330,000円	X22年4月1日	5年	定率法	(注2)
備 品	1,800,000円	X24年9月1日	8年	定額法	(注3)
リース資産()円		X24年4月1日	5年	定額法	(注4)

(注1) X25年4月に建物について大規模な改修を行った。この結果、支出後の使用可能年数は15年となった。甲社は、当該改修費用4,500,000円全額を営業費として処理しているが、このうち使用可能期間の延長に係る金額を資本的支出とする。なお、減価償却費は支出後の使用可能年数で定額法により計算する。

●第2回直前予想模擬試験(第一問) 問1

- (4) X1年1月に取得した機械装置(取得原価：2,100,000円)について、耐用年数6年、級数法により減価償却計算を行っている場合のX4年度の減価償却費の金額を答えなさい。



本試験問題

●第三問

12 株式報酬制度に関する事項

当社は、X7年6月17日に開催された定時株主総会において、マネージャー10名に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、X7年7月1日に付与したが未処理である。

- (1) スtock・オプションの数：マネージャー1名当たり10個(合計100個)
- (2) スtock・オプション1個当たりに付与される株式の数：1株
- (3) スtock・オプションの行使時の払込価額：1株当たり210,000円
- (4) 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価：1個当たり120,000円
- (5) スtock・オプションの権利確定日：X9年6月末日
- (6) スtock・オプションの行使期間：X9年7月1日からX11年6月末日まで
- (7) 権利不確定による失効の見込み：なし

●第三問

8 借入金に関する事項

残高試算表の借入金勘定には次のものが含まれている。

- (1) 残高試算表の借入金勘定のうち144,000千円は、X5年9月に864,000千円を借り入れ、X5年12月末日より3か月ごとに元金72,000千円と利息を支払ったものである。
- (2) 残高試算表の借入金勘定のうち960,000千円はX5年7月1日に借り入れたものであり、元金はX9年6月30日に一括返済の予定である。金利は年2.4%で、年1回6月末に支払われる(後払い)。利息に関する未払計上が未処理である。
- (3) 上記以外の借入金は、全て契約期間が1年以内である。

●第三問

システム	利用開始日	金 額	備 考
旧顧客管理	X4年4月1日	8,400千円	旧顧客管理システムのX7年12月末の使用終了と新顧客システムのX8年1月の稼働開始は前期に取締役会で決定されている。この決定に伴い、前期末に旧顧客管理システムの耐用年数は5年から3年9ヶ月に変更している。左記金額は前期末残高であり、その全てを減価償却費として計上する。
新顧客管理	X8年1月1日	35,700千円	顧客管理等に使用している。 <u>左記金額には旧システムからのデータをコンバートする費用4,700千円及び新システム操作のためのトレーニング費用6,000千円が含まれている。</u>
固定資産管理	X8年7月1日	22,212千円	新会計基準の適用に向けて購入したシステムであり、期末時点で未完成である。左記金額は当期の支出額である。

大原予想問題

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

9. スtock・オプションに関する事項

- (1) 当社は2023年6月の株主総会において、従業員のうちマネージャー以上の者10名に対して以下の条件のストック・オプション(新株予約権)を付与することを決議し、同年7月1日に付与した。【資料1】の新株予約権は前期末まで適切に計算されている。
 - ① スtock・オプションの数：従業員1名当たり1,500個(合計15,000個)
 - ② スtock・オプション1個当たりに付与される株式の数：1株
 - ③ スtock・オプション行使時の払込金額：1株当たり2,000円
 - ④ スtock・オプションの権利確定日：2025年6月30日
 - ⑤ 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価：1個当たり500円

●第2回直前対策模擬試験(第三問)

8 借入金に関する事項

- (1) 決算整理前残高試算表の借入金は、X1年10月1日に日銀行より70,000千円を借り入れたものの残高である。X2年9月30日を第1回とし、X6年9月30日まで毎年9月末に元金均等返済を行い、利息も元金返済日に支払う。利率は年2%である。
当期中の元金返済及び利息の支払いについては適切に処理されているが、当期末における経過利息の会計処理が未処理である。

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

7. 無形固定資産に関する事項

- 【資料1】のソフトウェアは2025年4月に自社利用目的で取得し、同月より利用を開始している。当該ソフトウェアはその利用により将来の費用削減が確実と認められるものであり、定額法により見込利用可能期間5年で償却する。このソフトウェアの取得価額には、当社の仕様に合わせるための設定作業費用1,000千円、旧システムのデータをコンバートするための費用600千円、ソフトウェアの操作をトレーニングするための費用900千円が含まれているため、このうち発生時の費用とすべきものはその他販売費及び一般管理費に含めるものとする。



本試験問題	
●第二問　－新聞の購読費用・団体の会費－ カ 「雑費」には、定期購読契約に基づく日刊新聞の購読費用14,100円、月刊誌の購読費用4,950円、 <u>同業者団体の会費30,000円</u> (その団体の業務運営に必要な <u>通常会費</u>)が含まれており、残額は全て課税仕入れに該当する。	
●第二問　－代理店手数料－ (イ) 顧客が加入した自賠責保険や任意保険の代理店手数料	726,521円
●第二問　－ホームページの運営費用－ (イ) ホームページの運営費用	240,000円 上記金額は全て国内事業者を支払ったものであり、ホームページを改修してもらうため適格請求書発行事業者以外の者に支払った50,000円が含まれている。
●第二問　－通勤手当－ ト 「旅費交通費」のうち、15,000円は自転車通勤している従業員に係る <u>通勤手当</u> である。この金額は <u>所得税法上で非課税とされる範囲</u> のものに該当する。	
●第二問　－飲食料品の購入代金－ (ニ) 飲食料品の購入代金	292,068円 上記金額のうち、120,000円は適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額である。

大原予想問題	
●第1回直前対策模擬試験(第二問) ヲ 「その他の販売費及び一般管理費」の内訳は、次のとおりである。 (ハ) 不動産業界に関する週刊の業界新聞の <u>定期購読料</u>	72,000円
●第2回直前対策模擬試験(第二問) ③ 同業者団体の <u>通常会費</u>	180,000円
●第2回直前対策模擬試験(第二問) ③ 保険会社に代わり損害保険の加入手続きを行ったことにより収受した <u>保険代理店収入</u>	141,000円
●第2回実力判定公開模擬試験(第二問) (ロ) 国内の事業者に依頼した甲社のインターネット上のホームページの制作費	1,899,300円
●第1回直前予想模擬試験(第二問) ① 甲の経理担当者の <u>通勤手当</u> (通常必要と認められる範囲内であり、 <u>所得税法上の非課税限度額</u> を超えている金額が10,000円含まれている。)	497,600円
●全国統一公開模擬試験(第二問) (ロ) その他	285,700円 その他のうち、課税仕入れに該当する金額は204,200円(この金額には、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れ75,500円が含まれており、すべて当課税期間の9月30日までに行ったものである。)であり、 <u>飲食料品の購入代金</u> は86,700円(この金額には、 <u>適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れ32,080円</u> が含まれており、すべて当課税期間の9月30日までに行ったもの)であり、このうち一取引あたり8,020円のものが含まれている。)である。

酒 税 法



本試験問題

●第一問 発泡酒の定義

- (1) 酒税法における「発泡酒」について、定義を述べなさい。

●第一問 輸出酒類販売場に係る免税の趣旨

- (3) 租税特別措置法第87条の6「輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税」の趣旨について、述べなさい。

●第一問 未納税移出の趣旨及び一定の条件

酒税法第28条第1項(未納税移出)において、酒類製造者が一定の条件を満たして移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除すると規定されている。
当該規定が設けられている趣旨を述べるとともに、一定の条件(適用要件)について、5つ述べなさい。

●第二問 食品衛生法による収去

- 9 商品Bについては、「上記6」の令和8年8月中の移出数量の内訳に、令和8年8月2日に食品衛生法第28条第1項の規定により収去された20本(容器の容量350ml)が含まれている。

●第二問 外国で行われた輸出商談会で試飲させる目的での移出

- 10 商品Cについては、「上記6」のほか、令和8年8月10日にアメリカで行われた輸出商談会で試飲させる目的で、令和8年8月3日に製造場から30本(容器の容量350ml)を移出した。
なお、当該輸出商談会において、25本は外国人のバイヤーが試飲し、5本は日本人の商談会関係者が試飲した。

●第二問 9月に移出したものの返品

- 11 商品Dについては、令和8年9月1日に製造場から50本(容器の容量180ml)を移出したが、同日にそのうち40本(容器の容量180ml)が製造場に戻し入れられた。

●第二問 得意先からの要望を受けて水等を加えた商品

- 15 商品Iについては、得意先からの要望を受けて、商品Iに水を加えて発泡性を有しない商品I(アルコール分6.0度、エキス分5.0度)とした。
その後、商品I 40本(容器の容量200ml)を令和8年8月30日に得意先へ移出した。

●第二問 酒類に酒類を加えて発酵させた酒類(雑酒)

商品名	原料及び製造方法等
A	米500kg、米こうじ240kg(こうじ米の重量230kg)及び水を原料として発酵させてこした酒類800ℓ(アルコール分10.0度、エキス分4.5度)にぶどう果汁100ℓ及び水を原料として発酵させた酒類150ℓ(アルコール分4.0度、エキス分5.0度)を加えてさらに発酵させた発泡性を有しない酒類(アルコール分11.5度、エキス分3.0度)

●第二問 ビールにホップを加えて発酵させた酒類

B	麦芽500kg、とうもろこし100kg、こんぶ5kg、かぼちゃ5kg、ホップ20kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有するアルコール含有物(アルコール分3.0度、エキス分12.0度)にホップ10kgを加えてさらに発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分3.5度)
---	---

●第二問 果実酒を蒸留した酒類にスピリッツを加えた酒類

C	ぶどう1,000kg(含有する糖類の重量200kg)、砂糖100kg(転化糖として換算した糖類の重量105kg)及び水を加えて発酵させた酒類(アルコール分13.0度、エキス分5.0度)を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分35.0度)した酒類400ℓにスピリッツ(アルコール分35.0度、エキス分0.0度)20ℓを加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分35.0度、エキス分0.0度)
---	--

●第二問 みりん

D	米700kg、米こうじ200kg(こうじ米の重量190kg)、原料用アルコール100ℓ(アルコール分55.0度)、とうもろこし500kg及び水を混和してこした発泡性を有しない酒類500ℓ(アルコール分11.0度、エキス分40.0度)
---	--

●第二問 15度以上で甘味果実酒 → 水等を加えて15度未満で果実酒

E	みかん2,000kg(含有する糖類の重量220kg)、砂糖200kg(転化糖として換算した糖類の重量210kg)及び水を加えて発酵させた酒類(アルコール分15.0度、エキス分15.0度)に炭酸水を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分8.0度、エキス分8.0度)
---	---

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

- (1) 酒税法における「発泡酒」の定義を述べなさい。

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

租税特別措置法第87条の6では、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、免税購入対象者(外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者で一定の者をいう。以下同じ。)に対し、免税酒類で輸出するため一定の方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することが規定されている。
この規定に関して、次の各問に答えなさい。
(1) この規定が設けられている趣旨について述べなさい。

●第2回実力判定公開模擬試験(第一問)

- (1) 酒税法第28条では、酒類製造者が、一定の酒類をその酒類の製造場から一定の場所へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することとされている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

- (2) 酒税法第28条では、酒類製造者が、一定の酒類をその酒類の製造場から一定の場所へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することが規定されている。ついで、一定の酒類をその酒類の製造場から一定の場所へ移出する場合を3つ述べなさい。

●第2回実力判定公開模擬試験(第二問)

- 11 商品Eについては、「上記6」の令和8年8月中の移出数量の内訳に、令和8年8月19日に食品衛生法第28条第1項の規定により東京製造場から収去された5ケース(容器の容量240ml、1ケース12本入り)が含まれている。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- 13 商品Fについては、「上記6」のほか、令和8年8月25日に外国で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、令和8年8月16日に製造場から18本(容器の容量720ml)を輸出した。
なお、当該輸出商談会において、15本は外国人のバイヤーが飲用し、2本は日本人の商談会関係者が飲用し、また、1本は甲株式会社代表者が飲用した。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- 令和8年9月1日に課税移出した50本(容器の容量720ml)のうち、令和8年9月2日に10本が乙販売場に返品された。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- 9 商品Bについては、「上記6」のほか、得意先からの要望を受けて、商品Bに炭酸水を加えて発泡性を有する商品I(アルコール分5.0度、エキス分2.8度)とした。
その後、商品I 200ケース(1ケース当たり24本入り、容器の容量350ml)を令和8年8月5日に得意先へ移出した。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

C	グレープフルーツ(含有される糖類の重量200kg)、果糖200kg及び水を原料として発酵させた酒類2,000ℓ(アルコール分14度、エキス分5度)に、ブランデー100ℓ(酒類販売業者より購入したもので、アルコール分35度、エキス分0.2度)及びぶどう糖100kgを加えて発酵させた酒類(アルコール分14度、エキス分4.7度)
---	--

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

F	麦芽1,200kg、ホップ500kg、ばれいしよ400kg、こしょう30kg、花10kg及び水を原料として発酵させて、しらかばの炭でこした発泡性を有する酒類(アルコール分5度、エキス分3度)に、ホップ100kg、麦50kg及びグレープフルーツ20kgを加えて発酵させてこした発泡性を有する酒類(アルコール分6度、エキス分3度)
---	---

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

D	ぶどう(含有される糖類の重量100kg)及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分16度、エキス分5度)に、オークチップを浸してその成分を抽出させた酒類(アルコール分16度、エキス分5度)を、さらに単式蒸留機で蒸留した酒類200ℓ(アルコール分40度、エキス分0.1度)に、他の酒類製造者の製造場から未納税移入したスピリッツ1,200ℓ(アルコール分60度、エキス分0.1度)及び水を加えた酒類(アルコール分30度、エキス分0度)
---	---

●第1回直前対策模擬試験(第二問)

F	他の酒類製造者の製造場から未納税移入した酒類(米200kg、米こうじ100kg(こうじ米80kg)、アルコール200ℓ、とうもろこし100kg及び水を加えてこした酒類(アルコール分11.5度、エキス分42度))
---	---

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

G	果実酒800ℓ(果実及び水を原料として発酵させたもの、アルコール分16度、エキス分5度)に、分蜜をしない砂糖(さとうきびの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却した砂糖で、糖度が85度)及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分90度)し水を加えて製造した酒類30ℓ(アルコール分45度、エキス分0度)及び香りをつける目的でリキュール30ℓ(アルコール分18度、エキス分4度)を加えた酒類(アルコール分14度、エキス分4.7度)に、さらに水を加えた酒類(アルコール分14度、エキス分3.9度)
---	--



本試験問題

●第二問 原料用アルコールに焼酎を加えた酒類

F	麦600kg、麦こうじ300kg及び水を加えて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分55.0度)した酒類(アルコール分55.0度、エキス分0.0度)に米300kg、米こうじ150kg及び水を加えて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分36.0度)した酒類(アルコール分36.0度、エキス分0.0度)を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分45.0度、エキス分0.0度)
---	---

●第二問 着色料としてカラメルを使用したビール

G	麦芽600kg、ごま10kg、かき5kg、蜂蜜3kg、カラメル2kg、ホップ20kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分6.0度、エキス分12.0度)
---	---

●第二問 米と米こうじを原料として発酵させた(こしていない)酒類

H	米800kg、米こうじ200kg、そば100kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分20.0度、エキス分5.0度)にみかん果汁250kgを混和した発泡性を有しない酒類(アルコール分12.0度、エキス分10.0度)
---	---

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

H	米こうじ及び水を原料としたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分85度)し水を加え、木製の容器に12ヶ月間貯蔵した酒類(アルコール分46度、エキス分0.2度)に、麦こうじ、分蜜をした砂糖及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分95度)し水を加え、木製の容器に10ヶ月間貯蔵した酒類(アルコール分25度、エキス分0.1度)及び水を加えた酒類(アルコール分20度、エキス分0.1度)
---	--

●全国統一公開模擬試験(第二問)

E	麦芽900kg、ホップ50kg、コーン350kg、スターチ40kg、ハーブ40kg、カフェイン(苦味料)10kg、カラメル(着色料)10kg及び水を原料として発酵させて、しらかばの炭でこした発泡性を有する酒類(アルコール分4.5度、エキス分4度)に、さらにぶどう5kgを加えて発酵させてこした発泡性を有する酒類(アルコール分5度、エキス分4.5度)
---	--

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

F	麦100kg、麦こうじ30kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90.0度、エキス分0.0度)して水を加えた酒類20ℓ(アルコール分35.0度、エキス分0.0度)、米300kg、米こうじ100kg、糖類100kg及び水を原料として発酵させた酒類1,500ℓ(アルコール分18.0度、エキス分4.5度)
---	--



本試験問題

●第二問 【資料１】 Ｊ株式会社

ス Ｊ社の令和８年３月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。
(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	33,927,200	買掛金	11,520,000
売掛金	15,000,700	借入金	36,000,000
貸付金	1,200,000	未払金	2,890,300
棚卸資産	16,300,000		
建物	21,000,000		
車両運搬具	8,640,000		
土地	69,000,000		
保険積立金	12,000,000		
合計	177,067,900	合計	50,410,300

(注１) Ｊ社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、令和８年３月31日から課税時期までの間に資産及び負債の金額について著しく増減がないため、評価額の計算には影響しないものとする。

(注２) 「貸付金」のうち300,000円は、債務者について破産法の規定による破産手続開始の決定があり、課税時期において回収不能と見込まれる。

●第二問 【資料１】 生命保険契約

区分	K生命保険契約	L生命保険契約	M生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	夫B'
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 1/2 夫B' 1/2	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙	甥D	甥D
保険金額	20,000,000円	20,000,000円	5,000,000円
支払済保険料	18,000,000円	18,000,000円	4,500,000円

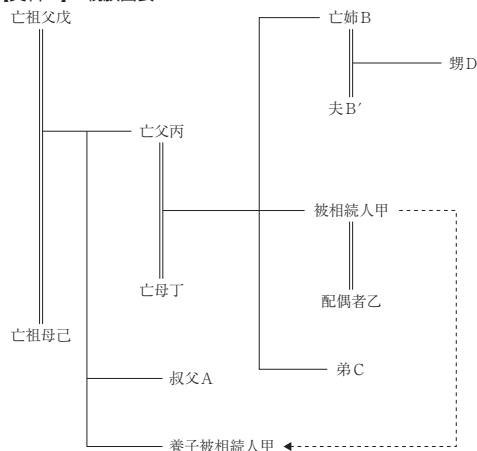
●第二問 【資料１】 Ｊ株式会社

事業年度	年配当金額	左のうち非経常的な配当金額
直前期	150,000円	0円
直前々期	150,000円	60,000円
直前々期の前期	0円	0円

●第二問 【資料１】 Ｉ株式会社

ハ 配当金交付の基準日 令和８年７月31日
ニ 予想配当金額 現金配当 １株につき400円
ホ 配当落の日 令和８年７月30日

●第二問 【資料１】 親族図表



大原予想問題

●第２回ブレ模擬試験(第二問) 【資料１】 Ｑ株式会社

ト 令和８年７月31日現在のＱ社の貸借対照表の資産及び負債の金額は次のとおりである。

なお、Ｑ社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
現金及び預金	199,904,800	買掛金	53,000,000
売掛金	49,651,300	借入金	29,000,000
貸付金	21,000,000	貸倒引当金	700,000
有価証券	26,840,000	賞与引当金	5,200,000
棚卸資産	24,000,000	退職給付引当金	20,000,000
土地	60,000,000		
建物	42,000,000		
保険積立金	12,000,000		
合計	435,396,100	合計	107,900,000

(注) 1 「現金及び預金」について、相続開始時における既経過利子の額は170,000円である。

2 「売掛金」の金額のうち2,680,000円については、令和８年８月３日において回収不能と見込まれる。

●第２回直前対策模擬試験(第二問) 【資料１】 生命保険契約

区分	R生命保険	S生命保険	T生命保険
保険契約者	被相続人甲	Dの子G	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	妻D'	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 1/2 妻D' 1/2	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙70%・子C30%	Dの子G	子A
保険金額	年3,000,000円	20,000,000円	10,000,000円
払込済保険料	18,000,000円	7,000,000円	6,000,000円

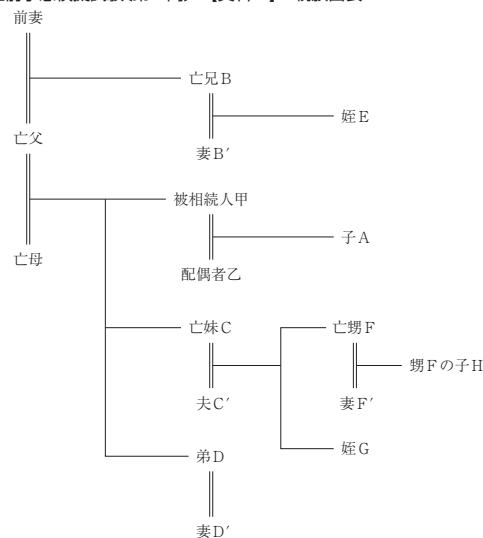
●第２回実力判定公開模擬試験(第二問) 【資料１】 Ｍ株式会社

令和８年３月期末以前１年間の年配当金額	5,500,000円	(注) 2
令和７年３月期末以前１年間の年配当金額	4,000,000円	—
令和６年３月期末以前１年間の年配当金額	4,000,000円	—

●第３回実力判定公開模擬試験(第二問) 【資料１】 Ｇ株式会社

ハ 配当交付金の基準日 令和８年４月21日
ニ 予想配当金額 １株につき５円
ホ 配当落ちの日 令和８年４月20日

●第２回直前予想模擬試験(第二問) 【資料１】 親族図表





本試験問題

●第二問 問1 一無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務一

次の問1及び問2に答えなさい。
なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

問1

〔設例1〕において、Y税務署長が、令和8年1月時点で、Z社の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

〔設例1〕

(3) 令和7年4月15日、Z社は、当座の資金を捻出するため、駐車場として使用している丙土地(丙土地には抵当権等の権利の設定はなかった。)を取引先Iへ100万円で売却した(同月20日付で所有権移転登記がされている。)

丙土地の価額は、上記の売却時は300万円であったが、令和8年1月時点では350万円に上昇した。

Iは登録免許税等、丙土地の取得のための費用として合計15万円を支払った。
なお、Iは国税徴収法施行令第14条第2項に掲げる滞納者と特殊な関係のある者ではなかった。

●第一問 一徴収職員の質問及び検査について一

問1 (20点)
次の(1)及び(2)の事項について説明しなさい。
(1) 徴収職員の質問及び検査について

●第一問 一納税の緩和措置の効果一

問1 (20点)
次の(1)及び(2)の事項について説明しなさい。
(2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について

●第一問 一滞納者の死亡等の前に行われた滞納処分一

問2 (20点)
次の(1)及び(2)の間に答えなさい。
(2) 次の〔設例〕において、申告所得税①及び申告所得税②について、X税務署長が甲不動産及び乙不動産から徴収することができる金額を理由を付して答えなさい。
なお、土日、祝日等を考慮する必要はない。また、滞納処分費、延滞税、被担保債権の利息等の額を考慮する必要はない。
〔設例〕
Aの父であるBは、申告所得税②(令和6年分確定申告分、法定納期限：令和7年3月15日、確定申告書提出日：令和7年3月10日)400万円を滞納していたところ、令和7年11月1日に死亡した。Bの相続人はAのみであり、AはBの相続について単純承認をしている。
Bの遺産は、乙不動産(評価額300万円)のみであり、乙不動産には債権者Dによって抵当権(債務者はB、被担保債権額200万円、令和6年10月1日設定)が設定されているほか、令和7年7月1日にX税務署長により申告所得税②に係る差押えがされている。

●第一問 一法定納期限等の意義一

問2 (20点)
次の(1)及び(2)の間に答えなさい。
(1) 国税徴収法における「法定納期限等」の意義について簡潔に説明しなさい。

大原予想問題

●第1回直前対策模擬試験(第一問)

問2 (20点)
次の設例に基づき、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。なお、土日、祝日等については考慮する必要はない。

〔設例〕

滞納者X(製造業)は、令和6年分申告所得税の確定(期限後)申告分1,000万円(令和8年11月11日申告)を滞納していた。Y税務署の徴収職員が、Xの自宅に臨場したところ、Xは、「所有していた財産は売却し、すべて借入金の返済に充てたため、納付することができない。」旨を申し立てた。徴収職員が調査したところXは滞納処分できる財産を有しておらず、取引先への財産の売却及び借入金の返済は適正に行われていたが、令和7年9月20日のXの息子Zに対する車両の売却については、売却時の価額が250万円と認められるところを100万円で引き渡していることが把握された。なお、本件車両はその後発生した事故により、現在の価値は230万円と見込まれている。

(1) Y税務署長が、Xの滞納国税をZから徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途及び徴収見込額について、その根拠を示して述べなさい。なお、その徴収手続について触れる必要はない。

●第2回直前対策模擬試験(第一問)

問2 (25点)
徴収職員がもつ財産調査権限について説明しなさい。

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

問1 (15点)
納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と差押えとの関係について、簡潔に説明しなさい。

●第2回実力判定公開模擬試験(第二問)

問1 (25点)
次の〔設例〕に基づき、以下の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。
〔設例〕
2 3の相続税更正分の所轄税務署長Yは、納税者甲において、令和8年4月10日に相続の開始(民法第882条、第896条)があった事実を令和8年4月15日に入手した。
なお、甲の親族は長男乙及び次男丙の2名であるが、丙は相続放棄をしており、乙のみが甲の財産を相続により承継している。
現在までに税務署長Yは、4の財産のうち売掛金債権を令和8年4月8日に差し押さえていた。
(2) 設例2に関して、税務署長Yが既に執行している滞納処分の効力は、甲の死亡によりどのようなことになるか述べなさい。

●第2回確認テスト(第一問)

問3 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。
(1) 法定納期限等の意義

本試験問題

●第二問 一土地一

【資料3】 土地Z

- (1) 土地Zの地目は宅地であって、地積は200㎡である。
- (2) 令和5年度の賦課期日においては木造一戸建て専用住宅の敷地の用に供されていたが、当該家屋に人の居住の実態はなく、空き家状態となっていた。当該住宅は、令和5年10月に空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条第2項の規定により所有者等に対し勧告がされた同条第1項に規定する管理不全空家等に該当することとなった。その後、当該勧告が解除されることなく令和6年12月に、当該住宅が取り壊されて更地となり、令和7年度の賦課期日においては木造一戸建て専用住宅を建築途中である。
- (3) 土地課税台帳に登録された土地Zの価格の状況は次のとおりである。
 - ① 令和4年度分の価格 13,200,000円
 - ② 令和4年度分の課税標準額 1,716,000円
 - ③ 令和5年度分の価格 13,200,000円
 - ④ 令和6年度分の価格 14,100,000円
 - ⑤ 令和7年度分の価格 13,600,000円
- (4) 土地Zは、令和5年度から令和7年度までの各年度分の固定資産税について、地方税法第348条若しくは附則第14条の規定による非課税措置又は同法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。
- (5) A市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は次のとおりである。

価格の総額 (単位: 億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和4年度	6,400	500	8,000
令和5年度	6,400	495	7,920
令和6年度	6,500	510	7,890
令和7年度	6,600	510	7,850

課税標準額の総額 (単位: 億円)

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和4年度	850	171	4,450
令和5年度	856	171	4,400
令和6年度	862	167	4,320
令和7年度	870	165	4,300

大原予想問題



●第1回実力判定公開模擬試験〔第二問〕 問2

【土地ウ】

- (1) 乙が所有するD市に所在する土地ウの地目は以前より宅地であり、地積は200㎡である。
- (2) 乙は平成7年8月に下記の家屋エを建築し、同年中に所要の登記を終えている。
- (3) 令和6年度の課税標準額は2,450,000円であり、令和7年度の価格は15,000,000円、令和8年度の価格は14,000,000円である。
- (4) D市において固定資産税を課された土地のうち、小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は次のとおりである。

価格の総額

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和6年度	7,000億円	600億円	5,300億円
令和7年度	7,000億円	600億円	5,000億円
令和8年度	6,900億円	599億円	4,800億円

課税標準額の総額

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
令和6年度	1,071億円	180億円	2,850億円
令和7年度	1,071億円	180億円	2,840億円
令和8年度	1,072億円	181億円	2,860億円

【家屋エ】

- (1) 土地ウの上の家屋エは木造一戸建て専用住宅(床面積50㎡)であり、建築時期は平成7年8月である。
- (2) 当該家屋は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に認定されており、令和8年1月1日現在、乙に対し同法第22条第2項の規定による勧告がされた特定空家等として新たに認定されている。
- (3) 家屋課税台帳に登録された令和7年度及び令和8年度の価格は2,000,000円である。

本試験問題

●第二問

(4) 甲の姉(昭和52年8月10日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額 5,012,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
- ・甲の姉の勤務状況
平成12年4月1日 X社に就職
令和7年9月31日 X社を退職
 - ・X社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和7年12月15日支給) 13,080,000円
- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位:円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
絵画	令和4年3月19日	令和7年5月21日	1,250,000	640,000	12,000	個人
骨董品	令和3年12月5日	令和7年6月21日	480,000	550,000	27,000	個人
書画	平成29年5月1日	令和7年12月10日	300,000	165,000	7,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の姉によって証明されている。

(8) 甲の祖母(昭和7年12月1日生)(甲の姉と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

老齢厚生年金の収入金額 1,530,200円

大原予想問題



●全国統一公開模擬試験(第二問)

(1) 甲(昭和42年11月2日生)の所得等の状況

- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
- ・甲の勤務状況
令和3年4月1日 A社に役員として就職
令和7年10月31日 A社を退職
 - ・A社から支給を受けた特定役員退職手当の収入金額(令和7年12月15日支給) 2,700,000円

(6) 甲の父(昭和18年2月12日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 4,200,000円
- ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位:円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	令和2年5月9日	令和7年5月17日	970,000	540,000	9,000	個人
書画	令和4年4月25日	令和7年9月30日	70,000	90,000	4,000	個人
特許権	令和3年11月6日	令和7年10月15日	2,220,000	450,000	90,000	法人

(注) 全ての譲渡については、所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。なお、特許権は、自己の研究成果により取得したものである。

(7) 甲の母(昭和19年12月7日生。甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 1,550,200円
- ② 甲の父の確定申告書において、甲の父の配偶者とされている。

●第二問

問 2 (25点)

乙野一郎氏は、A県及びB県にそれぞれ事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の【資料】に基づき、令和8年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

1 令和7年1月1日から同年12月31日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には青色事業専従者に対する給与の金額、その他所得控除の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
水産業	20,188,200円	10,894,100円
飲食店業	12,062,900円	9,737,600円
不動産貸付業	15,507,400円	11,643,300円
合計	47,758,500円	32,275,000円

(注1) 水産業は、総トン数10トン以上の動力漁船を用いて魚介類の捕獲採取を行っている。
(注2) 飲食店業は、和食レストランの経営を行っている。
(注3) 不動産貸付業に係るアパートの室数は4室、住宅用土地の貸付契約件数は4件、貸付総面積は2,000平方メートルである。

2 令和7年中における事務所の所在地及び従業員数は次のとおりである。なお、従業員には、乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水産業	A県	16	16	16	7	7	11	11	11	7	7	7	11
飲食店業	A県	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
不動産貸付業	B県	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	2	2
飲食店業	B県	3	3	3	3	3	3	2	(2)	—	—	—	—

(注1) 上記の従業員数は各月の末日現在における従業員数である。なお、()内の数値はB県の飲食店業の廃止日現在の従業員数である。
(注2) B県の不動産貸付業は、令和7年6月11日に事業を開始した。
(注3) B県の飲食店業は、令和7年8月28日に事業を廃止した。

[illegible]